

平成27年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成27年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「3階に住宅のある貸店舗(乳幼児用雑貨店)〔鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)3階建〕」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p>①売場スペース、喫茶コーナー、屋内プレイスペース及び屋外プレイスペースの平面・動線計画</p> <p>②共用（コア）部分の平面・動線計画</p> <p>③建築物の耐震性の確保</p> <p>(2) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等）</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 断面構成に関する知識</p> <p>(5) 要求図書の表現</p> <p>(6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合</p> <p>①鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)3階建でないもの</p> <p>②要求図書のうち図面が1面以上未完成</p> <p>③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合等）</p> <p>④延べ面積条件が、「230 m²以上、300 m²以下」に適合していないもの</p> <p>⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 1階：売場スペース 2階：喫茶コーナー、屋内プレイスペース 3階：玄関、居間・食事室・台所（1室にまとめなくてもよい）、夫婦寝室 </div> <p>⑥屋外プレイスペースの欠落又は設置階が違っているもの</p> <p>⑦著しく非常識な計画（エレベーター、店舗専用階段又は屋内直通階段の欠落等）</p>
採点結果の区分	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI：「知識及び技能」※を有するもの</p> <p>ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクIV：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクI：54.0%、ランクII：14.1%、ランクIII：25.1%、ランクIV：6.8%</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。